

県道 金沢湯涌福 光線	南砺市立野脇字桂谷 433 番2から 南砺市立野脇字桂谷 428 番3まで	変更前	最大 9.8 最小 5.9	77.8	砺波土木 センター
	南砺市立野脇字桂谷 433 番3から 南砺市立野脇字桂谷 428 番3まで	変更後	最大 17.0 最小 7.0	77.8	

富山県告示第314号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月16日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 金沢湯涌福 光線	南砺市立野脇字桂谷 433番3から 南砺市立野脇字桂谷 428番3まで	令和4年9月16日	砺波土木 センター
県道 才川七城端 線	南砺市千福 128番2から 南砺市千福89番3まで	令和4年9月16日	砺波土木 センター
県道 城端嫁兼線	南砺市千福97番2から 南砺市千福 261番2まで	令和4年9月16日	砺波土木 センター

富山県告示第315号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営農地整備事業笹川地区笹川換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月16日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年9月21日から

令和4年10月21日まで

3 縦覧の場所

朝日町役場

教示

- この換地計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第316号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営農地

令和4年9月16日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市今井671番1			富山市上飯野40番地 1 メリディオA棟202号	黒崎 茜

令和4年度職業訓練指導員試験の合格者

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により令和4年8月25日に実施した令和4年度職業訓練指導員試験の合格者を次のとおり公示する。

令和4年9月16日

富山県知事 新 田 八 朗

職種	受験番号	職種	受験番号
鋳造科	1	自動車整備科	8
	2		9
機械科	6		10
			11
		建築科	12
		枠組壁建築科	12

